

(別紙)

令和2年10月16日

静岡県知事 川勝 平太 様

一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会  
静岡県社会福祉法人経営者協議会  
会長 山本 敏博

### 外国人介護人材の受入れ施策に係る県への緊急提案及び要望について

日頃から、社会福祉の推進につきましては、格別なる御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、外国人介護人材の受入れの施策については、経済連携協定(EPA)、在留資格「介護」、技能実習に加え、新たな在留資格である「特定技能」が創設され、広がりを見せております。

このたび静岡県におきましても、在留資格「介護」につながる介護福祉士養成校に通う留学生及び介護福祉士養成校を目指して日本語学校で学ぶ留学生に対し社会福祉法人が奨学金の支援をする際の補助金制度『外国人留学生支援事業』を創設していただき、感謝の念に堪えません。

留学生受け入れにあたっては、行政、介護福祉士養成校、日本語学校、介護事業所(社会福祉法人)が連携して、留学生の学習環境や生活環境をトータルで支援する体制が必要となるため、そうした体制を構築するべく、さらなるご支援をお願いいたします。

また、千葉県、神奈川県などでは人材の育成及び受入れについて、諸外国と協定を締結するなどの独自の取組を進めており、外国人介護人材の受入れにつきまして、前向きな御検討をお願いいたします。

つきましては、以下のとおり緊急提案・要望事項として主要事項を取りまとめましたので、格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 外国人留学生支援事業費補助制度及び修学資金貸付制度について

- (1) 修学資金貸付制度につきまして、入学準備金・入学金及び入学後の生活費等、3月～5月頃に必要となる費用について、その時期に支給できるような支援方策の検討をお願いいたします。
- (2) 修学資金貸付制度と法人による外国人留学生支援事業費補助制度を併用する留学生に対して、社会福祉法人は貸付者と保証人の立場が混在します。留学生に対しわかりやすく一貫した支援を行うため、生活費と修学資金を合わせて支給することができるよう

(別紙)

制度の修正をお願いいたします。

- (3) 外国人留学生支援事業費補助制度に法人が行う介護福祉士養成校の奨学金(学費)も対象に加えていただきたく、検討をお願いいたします。

## 2 外国人留学生支援事業費補助制度のさらなる充実について

留学生が日本語・介護技術を学び、介護の現場で就労するまでには最低3年程度の年月がかかります。仮に日本語学校に2年、介護福祉士養成校に2年それぞれ在学した場合、現行の補助制度を利用したとしても、学費・生活費等で社会福祉法人が負担する金額は176万円ほどとなり、社会福祉法人にとっても大きな負担になるため、補助をより手厚いものにしていただけますよう検討をお願いいたします。

## 3 現地日本語学校から介護福祉士養成校までの一貫した支援について

現在の制度では、入国してからまず日本語学校に通い、その後、養成校で介護を学び、卒業後によりやく福祉・介護現場での就労となります。現地で日本語と同時に介護を学ぶことができるような環境整備について検討をお願いいたします。また、可能であれば、現地で学ぶ優秀な学生に対して静岡県で学ぶ際の渡航費用等の援助を検討くださいますようお願いいたします。

## 4 その他 日本の子どもたちに介護をより身近に感じてもらうために

少子高齢化が進む社会において、介護の担い手は必要不可欠ですが、そのための人員の確保が難しくなっているのは周知のとおりです。介護を仕事に選んだ人のほとんどが子どものうちから何らかの形で介護に接した経験があることから、小学校・中学校で介護に接する機会をつくるよう、また、教育現場の方々に福祉について理解いただけるよう、今以上に働きかけていただけるとありがたいです。そうして介護に親しんだ子どもが増えたあかつきには、県立高校に介護学科を設置することを検討いただきたくお願いいたします。